

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

契 約 書

同 意 書

グループホームめぐみ

グループホームめぐみ 重要事項説明書

【令和7年4月1日現在】

1 概 要

(1) ご利用施設

名 称 グループホームめぐみ
所在地 北斗市本町2丁目7番7号
電 話 0138-77-1112 F A X 0138-77-1113

(2) 主な施設（1ユニット当り）

食堂兼居間	1 箇所	入所者の憩いの場
便 所	3 箇所	1 箇所車椅子対応
浴 室	1 箇所	
居 室	9 室	全個室対応
洗濯室	1 箇所	

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	合計	記 事
管理者	2		2	
計画作成担当者	2		2	
介護職員	14	4	18	
介護支援専門員	1		1	

日勤： 8：30から17：30まで

夜勤：16：30から翌日9：30まで

(4) 営業日及び営業時間

24 時間 365 日

2 料 金

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担です。）

要支援2	749円
要介護1	753円
要介護2	788円
要介護3	812円
要介護4	828円
要介護5	845円

※ただし、入居後30日に限って、上記利用料に30円加算されます。

- (1) 室料 月額25,000円
月途中での入退去の場合、日額(月額÷当月日数)×日数分にて請求します。
- (2) 食費、おやつ代 月額45,000円
入院、外泊等で3食全てを(おやつを含む)食さない場合は
日額(月額÷当月日数)×日数分にて請求します。
- (3) 光熱水費 月額13,400円
月途中の入退去の場合、日額(月額÷当月日数)×日数分にて請求します。
- (4) 下水道使用料 月額 1,600円
- (5) 衛生費 月額 2,000円
- (6) 消耗品 月額 3,000円
- (7) 環境整備費 月額 3,400円
- (8) 日用品 月額 3,000円
- (9) 通信費 月額 2,600円
- (10) 暖房費 月額 4,000円(10月から4月30日)

※ その他、日常生活上において必要な費用として、紙パンツ代、パット代、理美容代、病院受診料、衣類、洗面具、利用料の食費、おやつ以外の個人の飲食代、個人の外出等に関わる費用（公共機関、入館料等）は、店、病院、公共機関の定める金額を利用者が支払うものとする。

なお、金銭管理が困難な方には、希望により預かり金として出納管理（無料）を行うことができます。その際、郵便局の通帳、通帳の印鑑を用意していただきます。

3 緊急時の対応

入居中に容体の変化等があった場合は、事前に聞き取りを実施した家族の希望を踏まえ、入居者本人の主治医の指示を受け対処します。

4 医療連携体制について

- (1) 急性期における医師や医療機関との連携体制を確立しています。
- (2) 看護師による、24 時間連携体制を確保します。
- (3) 看取りに関する指針を設けています。

5 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに北斗市分庁舎健康福祉課、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6 地域との連携について

利用者、家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置します。2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けます。また運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表します。事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。また、事業所に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

7 退去について

次の場合は退去してもらうことがあります。

- (1) 入居者又は家族が退去を申し出た場合。
- (2) 本人が死亡された場合。
- (3) 要介護認定により、自立又は要支援と判定された場合。
- (4) 極端な暴力行為や自傷行為により共同生活を送ることが困難となった場合。

8 非常災害対策

- (1) 防火設備 消火器・火災自動通報装置
- (2) 防火訓練 年 2 回

9 サービス内容に関する相談・苦情担当

当事業所に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいている各サービスについてのご要望を承ります。

(1) 法人窓口 ご利用者相談・苦情窓口

電話 0138(77)1112

竹内 千代子

(2) 北斗市役所 保健福祉課

電話 0138(73)3111

(3) 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係

電話 011(231)5161(内線6111)

＊ 別紙A・B参照

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 契約書

様（以下、「利用者」といいます）とグループホームめぐみ（以下、「事業者」といいます）は事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて、つぎのとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 本契約は、利用者が認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、内容が改定されない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条 事業者は、利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

（利用基準）

第4条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2、要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ② 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害のおそれがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第5条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更できるよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明します。

(サービスの内容及びその提供)

第6条 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

- ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
 - イ 日常生活上の世話
 - ウ 日常生活の中での機能訓練
 - エ 相談、援助
- ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

- 2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- 4 事業者は保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

(医療上の必要への対応)

第7条 事業者は利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。

- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

(利用料等の支払)

第8条 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払を受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月 5 日までに、前月の利用料等の請求書を発行します。
- 4 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月 15 日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収書を発行します。

（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

第 9 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない痴呆対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

（利用者及び利用者代理人の権利）

第 10 条 利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他の一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています）
- ⑪ 介護及び看護の記録の開示を求めることで、サービス提供記録を閲覧できること

(利用者及び利用者代理人の義務)

第 11 条 利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関しては以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及びその利用者代理人は協力すること

(造作・模様替え等の制限)

第 12 条 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。

- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

(契約の終了)

第 13 条 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援、要支援 1 と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が、第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき
ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

（利用者の契約解除）

第 14 条 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも 14 日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

（事業者の契約解除）

第 15 条 事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第 2 号除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

（退去時の援助及び費用負担）

第 16 条 契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

（損害賠償）

第 17 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

- 2 事業者は、万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意又は重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者、利用者の家族、又は、利用者代理人が負担します。

（秘密保持）

第 18 条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

(合意管轄)

第 19 条 本契約に起因する紛争に関しての訴訟の必要が生じたときは、函館地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者、利用者家族及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

(契約に定めない事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

第 21 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に必要な措置を講じます。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票（85項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

4 使用する期間

契約期間中に限る。

利用者の苦情を処理するため

措 置 の 概 要
1 利用者からの相談又は苦情等に対する常設窓口（連絡先）、担当者の設置 相談・苦情に対する窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぐ。 （電話番号）０１３８－７７－１１１２ ＦＡＸ０１３８－７７－１１１３ （担 当 者）法人担当窓口 竹内 千代子 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順 （１） 苦情があった場合は、直ちに管理者が相手の方に連絡を取り、情報収集を行い詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。 （２） 管理者が必要であると判断した場合は、苦情処理委員会で検討会議を行う。検討会議を行わない場合は、必ず法人担当係まで結果を報告する。 （３） 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。（利用者への謝罪など） （４） 経過について記録を保存し、再発防止に役立てる。 3 その他参考事項 （１） 普段から苦情がでないようなサービス提供を心がける。 （２） 苦情があった場合の対応、説明の仕組み等を踏まえ、従業員向けの苦情マニュアル等を策定する。

当事業者は、重要事項説明書、契約書及び個人情報使用同意書に基づいて説明をしました。

令和 年 月 日

北斗市本町2丁目7番8号

医療法人社団恵翔会

理事長 増 田 卓 之

説明者 _____ 印

私は、グループホームめぐみのサービスを利用するにあたり、重要事項説明書及び契約書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

尚、個人情報使用についても同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（選任した場合）
（続柄 ）

住所 _____

氏名 _____ 印

御家族

住所 _____

（続柄 ） 氏名 _____ 印